

# 三田市企業版ふるさと納税のご案内

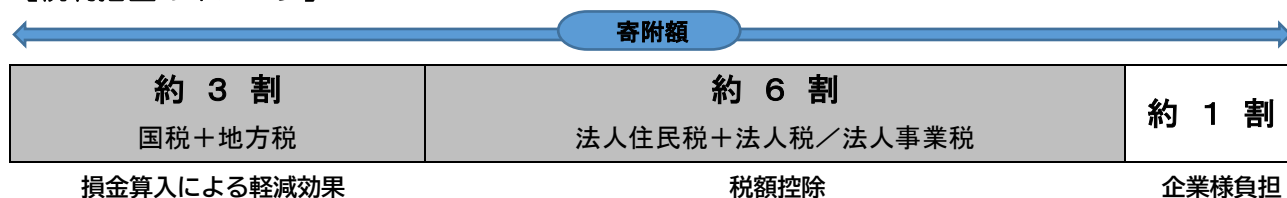
## 概要

国が認定した地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し、企業の皆様が寄附を行われた場合に、税額控除の優遇措置（「地方創生応援税制」）が受けられます。三田市では、この制度を活用し、地方創生の取り組みを応援していただける企業の皆様を募集しています。

## 寄附にかかる企業様の負担が軽減されます（寄附額の約9割が軽減！）

企業版ふるさと納税は、寄附額の6割を法人関係税から控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、企業様の実質的な負担は約1割まで圧縮されます。

### 【税制措置のイメージ】



※適用される税制については、個々の企業様によって異なる場合がありますので、税務署等にご確認下さい

## 寄附いただいた企業様を広く周知させていただきます

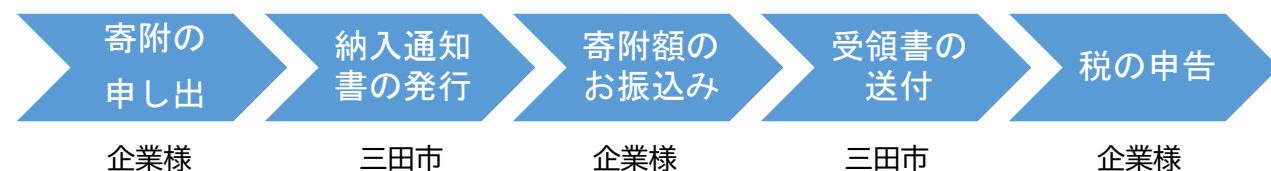
寄附いただいた企業様のお名前等を市ホームページ等で公表させていただくことにより、企業PRや社会貢献等のイメージアップにお役立ていただけます。（※公表・非公表はお選びいただけます。）

## 寄附の対象事業

『三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画』に位置付けられた地方創生に資する下記の7つの柱の事業が対象になります。（※より具体的な寄附の活用先は、裏面をご参照ください。）

- ①子どもに夢を - 三田らしさを守り伝え、未来を担う人を育てる - 事業
- ②高齢者に安心を - 安全・安心で、いきいきと暮らすまちをつくる - 事業
- ③地域に元気を - 人と人がつながり、活力と賑わいをつくる - 事業
- ④多様な主体、世代をつなぐ事業
- ⑤コミュニティ力を高める事業
- ⑥魅力を発信し、UIターンを促進する事業
- ⑦街並みを守り、都市基盤を整備する事業

## 手続きの流れ



## 留意事項

- 1回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が三田市内に所在する企業様は、本制度の対象外となります。

## 寄附の活用先

寄附に際しては、次のジャンルなどから、ご希望の内容をお選びいただき、それに応じた事業に活用させていただきます。

- ①子どもに夢を –三田らしさを守り伝え、未来を担う人を育てる–事業  
ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援、保育サービスの充実、子どもの生きる力を育む教育、など
- ②高齢者に安心を –安全・安心で、いきいきと暮らすまちをつくる–事業  
地域ぐるみの支援体制、交通ネットワークの充実、安全・安心なまちづくり、など
- ③地域に元気を –人と人がつながり、活力と賑わいをつくる–事業  
若者が集うまちづくり、地域経済の活性化、文化・スポーツの振興、など
- ④多様な主体、世代をつなぐ事業  
多世代活躍の場づくり、活力ある地域づくり、創業支援、など
- ⑤コミュニティ力を高める事業  
協働のまちづくり、市民活動等の活性化支援、ダイバーシティ社会の実現、など
- ⑥魅力を発信し、UIターンを促進する事業  
三田まつり、シティーセールスの推進、UIターンの促進、観光振興、など
- ⑦街並みを守り、都市基盤を整備する事業  
自然環境の保全、景観の維持保全、スマートシティの推進、都市基盤の整備、など

※ご希望される事業がどのジャンルに該当するか不明な場合は、事前にご相談ください。

お問合せ先

三田市 地域創生部 産業戦略室 産業政策課  
TEL:079-559-5085 FAX:079-559-5024  
E-mail:sangyo@city.sanda.lg.jp